



第3回しべつ冬まつり

広報

しべつ

題字：北標津小学校6年 行田貴代

〈主な内容〉

- 第3回しべつ冬まつり ●「カムイチェックの里」検討委員会が中間答申書を提出
- 荒川博氏文化講演会 ●根室少年弁論大会
- ひな人形のプレゼント ●まちの声・声・声

サケのふるさと⑩

第三回しべつ冬まつりが2月7・8日に開催され、町の冬最大のイベントとして定着しつつあるようです。

しかし、行事の内容は子どもたち対象が多く、今後は冬物衣料のバーゲン、管内各市町の物産品即売などさまざまなメニューを盛り込んでにぎやかにしてゆきたいものです。

昭和62年

3月号 No.241

まちな話

野球評論家
巨人軍インストラクター

荒川 博氏 文化講演会

「努力に勝るものなし」

一月二十七日午後六時より標津町商工会館において、世界の王（現巨人軍監督）に一本足打法を教えた荒川博氏の講演会が開催されました。

この日、来場した方は八十人。荒川氏の絶妙な話術に笑ったり泣いたり、一時半の講演時間がアツという間に過ぎました。荒川氏は早大を卒業後、毎日オリオンズに入団。三十一才で現役を降ろされることになった。「実力不足でプロ野球を辞めてから四日後、川上監督から巨人軍の王選手を育ててくれと、電話があった時、川上さんが神様に見えました。その際、川上さんは、お前は野球はへタだが教

えるのは良い。来シーズンまで王にホームラン二十五本打たせて欲しい」と言われ、私は王に對し、お前は三冠王を狙える素材だしベースブルースの持つホームラン記録も超えられると、二人で必死のトレーニングを積んだ。朝までバットスウィングを行ない手の皮がむけ過ぎ、バットも持てない手に包帯を巻き、また振らせたこともある。足の指の間が裂けたこともある。王は私の言う事を素直に「ハイ」といつも聞いてくれたし、苦しい練習を楽しさに変えた。やはり、努力に勝るものなし」

熱弁をふる荒川博さん



交通事故死者「全国一」 汚名返上に 感謝状贈られる



標津町交通安全推進協議会(疋田会長)に対し感謝状

昭和六十二年一月一日、午前0時、昨年一年間の道内の交通事故死者は四百七十人。十二年ぶりに、交通事故死者全国一の汚名を返上しました。

この成果に対し、左記の団体に感謝状が贈られました。

- ▼北海道知事から標津町に対し道警釧路方面本部長から標津町に対し
- ▼北海道交通安全推進委員会から標津町交通安全推進協議会に対し
- ▼中標津警察署長から標津町交

通指導員協議会、川北女性交通安全クラブ、標津地区町内会連合会に対し

▼中標津警察署長、中標津地方交通安全協会連合会から標津郵便局、川北地区町内会連合会に対し

この全国一返上の決め手は、昨年十一月十日から実施された緊急作戦（速度違反の取締り強化、パトカー・交通安全指導車のレッド走行）が全道各地に浸透し、スピードダウンや飲酒運転の抑制につながったからです。

北標津の こどもたちが 花をプレゼント

二月九日、北標津小中学校（合田宣雄校長）ではシクラメン五鉢とサイネリア六鉢を、役場と教育委員会に届けてくれました。この花は、昨年新設した温室の中で子どもたちが丹精込めて種から育てたものです。この温室では、ほかにプリムラ、カルセオラリア、ペコニアの花が植えられており、三月中旬になると今度は野菜の栽培が始まるそうです。

カレンな花サイネリア



北方領土の日 根室少年弁論大会

標津から高桑暁子さん(標中2年)と
齊藤美香さん(古多標中2年)が参加



高桑暁子さん

二月七日、北方領土の日に、根室市公民館において根室少年弁論大会が開催されました。会場は、四百人の観客で埋めつくされ、標津町からは大会の



齊藤美香さん

弁士二人(標中二年高桑暁子さん・古多標中二年齊藤美香さん)のほかに二十九人が参加しました。

弁論大会には、管内各市町村から十人の弁士が登場し、標津から参加した高桑さんは「だ捕や二百〇〇問題の心配なく漁業ができれば、うるおいのあるマチになるだろう。若者が積極的に返還運動を盛り上げていこう」と訴えました。

一方、齊藤さんは「故郷の島に帰ることができない人たちの思いは、想像を超えるものがある。島民の高齢化も進み、若者が立ち上がらねば運動は風化してしまう」と力説していました。

北海道善行賞

標津・伴甲子さん(62才)と菅原清五郎さん(70才)が、このほど地域の交通安全推進に尽した功績が認められ、2月6日北海道知事から北海道善行賞が贈られました。

伴さんは、昭和44年4月から18年間交通指導員を務め、54年には道推進委員会感謝状、59年に道知事感謝状を受け、現在も交通指導員として交通事故防止指導教育に専念しています。

又、菅原さんも昭和44年4月から18年間交通指導員を務め、51年には道推進委員会感謝状、57年に道知事感謝状を受け交通指導員として交通事故防止指導教育に専念しています。



伴 甲子さん



菅原清五郎さん

太平洋レミコン労働組合から ひな人形のプレゼント

太平洋レミコン労働組合標津支部(佐藤三郎支部長)では、2月4日に標津町役場を訪れ、「町内の保育所で使って下さい」と、ひな人形飾り一式を寄贈しました。

このプレゼントは、今回で4回目。今年は古多標こぼと保育園に贈られ、子どもたちは大変喜んでいました。



町長に目録をわたす佐藤さん

の里」検討委員会(木村義一会長)



答申書を提出

昨年十月に発足したカムイチェップの里検討委員会(木村義一会長)は、会議、先進地視察を重ね昨年十二月二十五日に中間答申が提出されました。

検討委員会の最後答申は三月末に予定されており、提出後、各種団体・青婦人層・地域代表によるカムイチェップの里推進協議会(五十人程度)が組織され、町民各層の意見交換を通して町全体の理解を図る考えです。これを受け、町では六十二年度に基本計画、基本設計を行い六十三年度に実施設計、六十四年度以降順次、施設を設置していく考えです。

中間答申の内容は次のとおりです。

一、カムイチェップの里の性格づけ

◎カムイチェップの里づくりは、鮭文化の伝承、自然保護および資源保護意識の啓発、教育の場の提供、観光分野への展開、町文化形成のシンボルなどさまざまな分野への拡がり期待でき、地域活性化へ向けて一大プロジェクトと位置付けとり進めるべきである。

◎町民各層との意見交換を通し

建設に向かう町民のコンセンサスの形成をはかり、カムイチェップの里づくりがまちづくりのシンボルにまで昇華するほどの町全体への拡がりが必要で。

◎町民および町外の来訪者に与えるカムイチェップの里の役割は次の点で期待することができる。

- ・歴史および自然に対する理解
- ・自然と共存した生産活動に対する理解
- ・つくり管理する漁業への理解
- ・地場産品に対する生産者の創出する意欲と来訪者の理解と消費拡大
- ・町民のまちづくりに対する誇りと連帯への発展

◎予想される課題は多くの来訪者と再訪性の向上であり、そのためには開館時間の長期化各種イベントの開催などさまざまな工夫が必要である。また、道東の観光圏との関連を求め、これに伴う交通手段およびルートの整備などを進める必要がある。

二、鮭公園に関すること

◎鮭により特色づけた「標津川鮭公園構想」は、公園づくり

の形として妥当であることを確認した。

◎公園整備は豊かな自然の中で鮭と人間とのふれあいが感動的に理解できる場を提供するとともに来訪者が憩いの場として気軽に訪れることができるイベント広場、レクリエーション施設、軽スポーツの場などの提供が必要である。

◎駐車場、連絡道路、レストハ

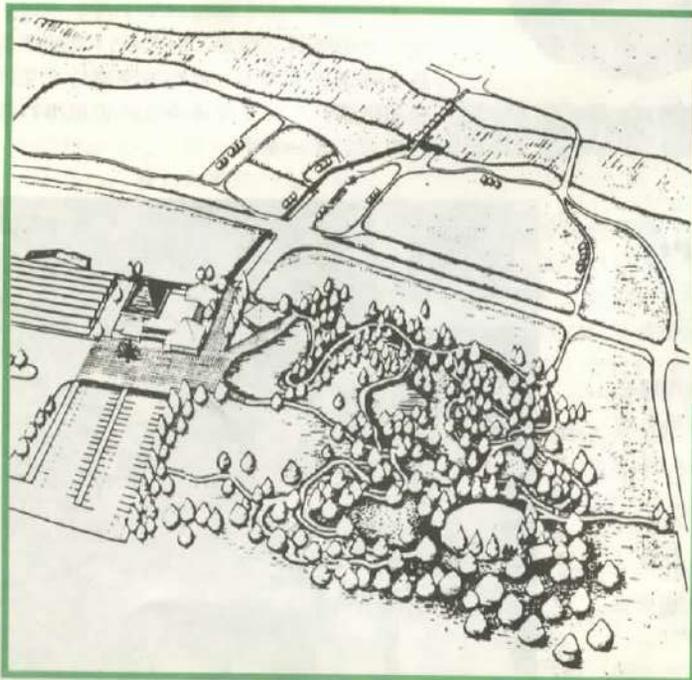
ウスなどの便宜施設は、必要な施設の建設に連動してそれぞれの位置を定めていくべきである。

三、鮭科学館に関すること

◎建設位置については魚道を公開することから「標津川鮭公園構想」に示された捕獲蓄養施設に隣接することが望ましい。

◎鮭科学館の機能は教育、科学

◀カムイチェップの里構想図



「カムイチエツプ」

中間

文化面からとらえ、鮭の生態歴史伝承を過去から未来へ向けて理解できることが必要である。展示については模型展示、映像展示とあわせ、生きた魚の紹介が不可欠である。◎鮭科学館の内容については最終答申に向けて更に討議を重ね方向を示すこととする。

そのほか中間答申書には「宮城県中新田町あゆの里づくり」「新潟県村上市さけ公園」「岩手県立水産科学館」「札幌市豊平川鮭科学館」を視察した結果や討議のなかで記録すべき意見が掲載されています。

●カムイチエツプの里検討委員会委員

会長 木村義一さん・副会長 和久井卓哉さん

| 氏名 | 所属 |
|------------|--------------------|
| 1 佐々木孝夫さん | 標津漁業協同組合 |
| 2 瀬戸 亮司さん | 北海道さけ・ます増殖事業協会根室支所 |
| 3 礎貝 辰彦さん | 根室北部水産技術普及指導所 |
| 4 和久井卓哉さん | 水産庁北海道海区水産研究所 |
| 5 角田 富男さん | 北海道立釧路水産試験場 |
| 6 沖田 英継さん | 根室支庁経済部水産課 |
| 7 小山内哲也さん | 薫別小学校 |
| 8 佐藤 大樹さん | 標津高等学校 |
| 9 木村 義一さん | 水産庁北海道さけ・ますふ化場 |
| 10 原田 昭さん | 標津町 |
| 11 沼田 真治さん | 根室観光連盟 |
| 12 坂田 勲さん | 日本交通公社釧路支店 |
| 13 古谷 智彦さん | 根室支庁地方部 |
| 14 安川 雅夫さん | 水産庁北海道さけ・ますふ化場根室支場 |

エイズ(AIDS)とは、

後天性免疫不全症 (Acquired Immune Deficiency Syndrome) の頭文字をとった名称であり、重篤な免疫不全を主とする病気です。(低抗力が無くなりすぐにいろいろな病気に感染しやすく生命の危機をまねく)

1. 発生状況

日本では最初のエイズ患者は、1985年3月に確認され、これまでに合計26名(表1)が発生しています。そのうち25名男性、1名が女性です。又、最近では若い妊婦や幼児の発生がみられています。

2. 原因

ウイルスにより引き起され、血液、分泌液(精液、唾液など)を介して感染します。

表1 日本のエイズ患者発生状況 (1987年1月末現在)

| 区分 | 男性同性愛者 | 血友病患者 | 異性間的接触 | 不明 | 合計 |
|----|--------|-------|--------|----|--------|
| 国内 | (1) 3 | 3 | | | (1) 6 |
| 国外 | (1) 2 | | | | (1) 2 |
| 死亡 | (1) 5 | 11 | 1* | 1 | (1) 18 |
| 合計 | (3) 10 | 14 | 1* | 1 | (3) 26 |

(*)内は外国人で再帰 *は女性

話題の感染症エイズ

3. 症状

エイズウイルスに感染してもすぐに症状が現われるわけではありません。感染者の一部の人が2～5年の無症状の時期(潜伏期)を経て発病するのです。

- (1)全身の症状～発熱・ねあせ・リンパ節がはれる・肝臓・脾臓がはれる・食欲不振・下痢・体重減少など。
- (2)臓器症状～日和見感染(症状が出る時もあれば出ない時もある)で細菌等があらゆる臓器に感染する。

4. 検査

血液検査で診断される。

5. 予後(病後の経過)

生命に対しての予後は著しく悪い。多くは死に至る。

6. エイズの一般予防

(1)以下の人との性的接触によりエイズに感染する可能性が高いので注意する。

(ア)エイズ患者又はエイズの疑わ

しい者

- (イ)男性同性愛者や静脈注射等による薬物濫用者
- (ウ)エイズ多発国の住民(男女とも)
- (エ)職業的売春婦
- (2)エイズにかからないためには性的接触に際し次の注意が必要である。
- (ア)多数の相手との性的接触を避ける。
- (イ)コンドームの使用はエイズの予防に有効である。
- (ウ)肛門性交は男女ともエイズの感染の危険が高い。
- (3)エイズが疑われた場合には直ちに医療機関で受診する。
7. エイズ協力医療機関～釧路地区

- (1)釧路労災病院
- (2)市立釧路総合病院
- (3)釧路赤十字病院
- (4)市立根室病院

☆健康への心配がありましたら何でも御相談に応じます。

保健指導係

第3回しべつ冬まつり

～晩酌ラリーでは浜端さん優勝～

第三回しべつ冬まつりが二月七日・八日の二日間、標津町商工会館前広場で開催され、延べ七千人もの人でにぎわいました。会場内外には、恵比寿大黒の大雪像のほかに大小三十一基の雪像がたちならび、今回の「しべつ冬まつり会長賞」には、「あけぼの城」が、「しべつ冬まつり実行委員長賞」には、「国後島をにらむためき」が決定し、しべつ冬まつり実行委員会（齊藤実行委員長）から小川曙町内会長



賞状を受けとる小川曙町会長とグループ今人に対し賞状と副賞が手渡されました。

夕方からは、北方領土返還要求町民集会、もちまき、腕相撲選手権大会、晩酌ラリー、花火大会が開催され、天候に恵まれたことも手伝って大勢の観客が詰めかけました。

八十四人が参加した晩酌ラリーは大盛況で、急ぐあまりスナックの二階から転げる者、ゴール後、気分の悪くなる者と様々でした。結局十六軒の飲食店を十八分五十四秒で回った浜端和人さん（自衛隊）が優勝の栄冠に輝きました。二位以下は次のとおりです。

- ▼二位 仙石 修さん
- 三位 菅原 幸也さん

- 四位 竹口 幸紀さん
- 五位 篠田 順一さん

二日目、朝方は吹雪模様で各種行事の開催が危ぶまれていましたが、十時過ぎには天候も回復し氷上綱引き大会、早食い「冬を食べるマッチ」、氷塊重量当てタイズ（熊谷義弘さんほか十一名がヒタリ賞）が行われました。模擬店では、商工会をはじめとして七店が焼鳥、おやき、うどんなどのメニューをそろえ、対応しきれないほどの人でにぎわっていました。

晩酌ラリーのスタート前



おにいさん「あげイモ」食べない



小学生も雪像づくりにいっしょうけんめい

1. べつ冬のボランティア

何かから手がければ

地域社会では、名譽的な委嘱（いせい）によらないと活動できない。と思われていることが多いようですが、ボランティア活動は自主的なものですから気がついたところから始めてみましょう。小さなことでも実践活動をはじめると地域の人達の協力が得られるようになります。続けて活動することが社会のよい役割を果たすこととなります。

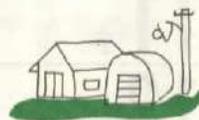
例えば――

- ・ 児童遊園地のガラス破片拾い
- ・ 子供会の協力者になってサーブスを





まちの 声・声・声



佐藤 強さん
(標津町農協勤務)

「まちづくりに思う」

地方の時代と言われて久しいが、全国各地で一村一品運動に象徴されるような「町おこし」「町づくり」がさかんに進められている。
当町も「町づくり」が早くからさげばれ種々のこころみがなされている。
私自身も最近では色々の場で「町づくり」という事に出会い、あらためて町づくりとは何かを考えさせられる機会が多くなってきた。

のクラーク博士の「国に人がなければ国がないに等しい。よき政策の中心は教育制度にある。人々の熱誠あふるる後援を得る青年教育から、科学、芸術、経済、戦力を初め世の人が偉大だと信ずるあらゆるものが生まれてくる」という言葉を引用して、北海道開拓時における産業振興などの投資と比較しての教育投資の有効性、更に産業の盛衰と教育のもつ長い生命力を力説した記事があったが、私もこれに同感せずにはいられなかつ

た。
昨今の新聞には連日のようにかつて、その繁栄を謳歌した石炭、鉄などの産業の苦境と同時にその産業を背景とした市や町の苦悩も報じている。それらを見てみると、その実情も理解できるが反面疑問視せざるを得ない点も多く感ずる。
産業と無関係な町づくりなどありえないし、町づくりのための企業誘致も地場産業の振興なども必要であるが、それ以上に教育による人づくりが町づくりの根源ではないかと思う。
資源のない日本が世界の荒波の中で試行錯誤しながらも、とり残されずにいるのも世界一の水準といわれる教育による人づくりの結果ではないのか。
教育には長い時間と資金を要するが、投資するだけの価値は充分あると考える。
めざす町は、潮のかおり、緑のかおり、土のかおりのする恵まれた自然と産業と文化と人の町「標津」であってほしい。

土谷(敦子)さんちの敦美ちゃん(61.3.10生)

新川上町 ⑫



敦美ちゃんは、生まれた時3,900gで、今では約9kgもあります。

1ヵ月くらい母乳で育てて、あとはミルクで、今では牛乳とご飯ですくすくと育っています。

敦美ちゃんとはとてもおとなしく、おにいちゃんの悠介くんといつも仲良く遊んでいます。

お母さんは、「敦美は女の子だからやさしい子に育ててほしい」と話していました。

3月 町民カレンダー 1987

| 曜日 | 一般廃棄物収集区域(祭日は休みです。) | 不燃物収集日 |
|-----|---------------------------|--------|
| 月・木 | 新川上町・川上町・栄町・緑町・弥栄町・曙町 | 5日 19日 |
| 火・金 | 本町・鳩ヶ丘町・双葉町・桜木町・住吉町・東浜町 | 6日 20日 |
| 水・土 | 川北・伊茶仁・忠類・浜古多糠・薫別・崎無異・古多糠 | 4日 18日 |

町民憲章 = 健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。

| | | |
|---------|--|---|
| 3/10(火) | 第1回定例町議会 | 25(水) |
| 11(水) | | 26(木) |
| 12(木) | | 27(金) 成人健康相談(10時・川北公民館) |
| 13(金) | | 28(土) |
| 14(土) | | 29(日) 老人室内ゲートボール大会(9時・総合体育館) |
| 15(日) | 第5回室内軟式テニス大会(9時・総合体育館) 歩くスキーのつどい(8時・総合体育館前) | 30(月) |
| 16(月) | | 31(火) |
| 17(火) | | 4/1(水) |
| 18(水) | スポーツ傷害保険説明会(19時・総合体育館) | 2(木) 生ワク予防接種(13時30分・川北公民館) |
| 19(木) | | 3(金) 健康相談(10時・役場相談室) 生ワク予防接種(13時30分・標津公民館) |
| 20(金) | 妊婦相談(10時・役場相談室) | 4(土) |
| 21(土) | | 5(日) |
| 22(日) | 第2回町民つなぎ大会(10時・総合体育館) | 6(月) 健康相談(10時・忠類生活館) |
| 23(月) | | 7(火) 乳幼児健康相談(10時・標津公民館) |
| 24(火) | 第2回標津町婦人交流会(10時・標津公民館) | 8(水) 乳幼児健康相談(10時・川北公民館) |
| 4月 | | 9(木) |

| 一般廃棄物収集区域(祭日は休みです。) | 不燃物収集日 |
|---------------------------|---------|
| 新川上町・川上町・栄町・緑町・弥栄町・曙町 | 9日 23日 |
| 本町・鳩ヶ丘町・双葉町・桜木町・住吉町・東浜町 | 10日 24日 |
| 川北・伊茶仁・忠類・浜古多糠・薫別・崎無異・古多糠 | 8日 22日 |

〈昭和62年4月から、このように改正になります〉

交通違反の点数・反則金額一覧表

| 違反行為 | 点数・反則金額 | | 反則金額(単位:千円) | | | | |
|-------------------|--------------|------|-------------|-----|-----|-----|----|
| | 基礎点数 | 酒気帯び | 大型車 | 普通車 | 二輪車 | 原付車 | |
| 酒酔い運転 | 15 | | | | | | |
| 麻薬等運転 | 15 | | | | | | |
| 共同危険行為等禁止違反 | 15 | | | | | | |
| 無免許運転 | 12 | 13 | | | | | |
| 大型自動車等無資格運転 | 12 | 13 | | | | | |
| 仮免許運転違反 | 12 | 13 | | | | | |
| 酒気帯び運転 | 6 | | | | | | |
| 過労運転等 | 6 | | | | | | |
| 無車検運行 | 6 | 9 | | | | | |
| 無保険運行 | 6 | 9 | | | | | |
| 速度超過 | 50km以上 | 12 | 13 | | | | |
| | 30km以上50km未満 | 6 | 9 | | | | |
| | 25km以上30km未満 | 3 | 8 | 25 | 18 | 15 | 12 |
| | 20km以上25km未満 | 2 | 7 | 20 | 15 | 12 | 10 |
| | 15km以上20km未満 | 1 | 7 | 15 | 12 | 9 | 7 |
| 15km未満 | 1 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| 警察官現場指示違反 | 2 | 7 | | | | | |
| 警察官通行禁止制限違反 | 2 | 7 | | | | | |
| 信号無視 | 赤色等 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 |
| | 減点 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 |
| 通行禁止違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 歩行者用道路徐行違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 通行区分違反 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| 歩行者側方安全間隔不保持等 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 急ブレーキ禁止違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 法定横断等禁止違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 追越し違反 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| 路面電車後方不停止 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 踏切不停止等 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| しゃ断踏切立入り | 2 | 7 | 15 | 12 | 9 | 7 | |
| 優先道路通行車妨害等 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 交差点安全進行義務違反 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| 横断歩行者等妨害等 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| 徐行場所違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 指定場所一時不停止等 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 駐停車違反 | 駐停車禁止場所等 | 2 | 7 | 15 | 12 | 7 | 7 |
| | 駐車禁止場所等 | 1 | 7 | 12 | 10 | 6 | 6 |
| 積載物重量制限超過 | 10割以上 | 2 | 7 | 15 | 12 | 9 | 7 |
| | 5割以上10割未満 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 |
| 整備不良 | 5割未満 | 1 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 |
| | 制動装置等 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 |
| 尾燈等 | 1 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 安全運転義務違反 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | 6 | |
| 幼児等通行妨害 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 安全地帯徐行違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 高速自動車国道等指置命令違反 | 2 | 7 | | | | | |
| 本線車道横断等禁止違反 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | | |
| 高速自動車国道等運転者遵守事項違反 | 2 | 7 | 12 | 9 | 7 | | |
| 免許条件違反 | 2 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 | |
| 保管場所法違反(道路使用) | 2 | | | | | | |
| 混雑緩和措置命令違反 | 1 | 7 | | | | | |

| 違反行為 | 点数・反則金額 | | 反則金額(単位:千円) | | | |
|----------------|---------|------|-------------|-----|-----|-----|
| | 基礎点数 | 酒気帯び | 大型車 | 普通車 | 二輪車 | 原付車 |
| 通行許可条件違反 | 1 | 7 | 6 | 4 | 4 | 3 |
| 通行帯違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 路線バス等優先通行帯違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 軌道敷内違反 | 1 | 7 | 6 | 4 | 4 | 3 |
| 道路外右左折方法違反 | 1 | 7 | 6 | 4 | 4 | 3 |
| 道路外右左折合図車妨害 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 指定横断等禁止違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 車間距離不保持 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 進路変更禁止違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 追い付かれた車両の義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 乗合自動車発進妨害 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 割込み等 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 交差点右左折方法違反 | 1 | 7 | 6 | 4 | 4 | 3 |
| 交差点右左折等合図車妨害 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 指定通行区分違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 交差点優先車妨害 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 緊急車妨害等 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 交差点等進入禁止違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 無灯火 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 減光等義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 合図不履行 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 合図制限違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 警音器吹鳴義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 乗車積載方法違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 定員外乗車 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 積載物大きさ制限超過 | 1 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 |
| 積載方法制限超過 | 1 | 7 | 9 | 7 | 6 | 4 |
| 制限外許可条件違反 | 1 | 7 | 6 | 4 | 4 | 3 |
| けん引違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 原付けん引違反 | 1 | 7 | | | | 3 |
| 転落等防止措置義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 安全不確認ドア開放等 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 停止措置義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 騒音運転等 | 1 | 7 | | | | |
| 初心運転者等保護義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 座席ベルト着用義務違反 | 1 | 7 | | | | |
| 乗車用ヘルメット着用義務違反 | 1 | 7 | | | | |
| 自動二輪車乗車方法違反 | 1 | 7 | | | 6 | |
| 初心運転者標識表示義務違反 | 1 | 7 | | 4 | | |
| 最低速度違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | |
| 本線車道通行車妨害 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | |
| 本線車道緊急車妨害 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | |
| 本線車道出入方法違反 | 1 | 7 | 6 | 4 | 4 | |
| 故障車両表示義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | |
| 仮免許練習標識表示義務違反 | 1 | 7 | 7 | 6 | 6 | |
| 保管場所法違反(長時間駐車) | 1 | | | | | |
| 泥はね運転 | | | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 公安委員会遵守事項違反 | | | 7 | 6 | 6 | 4 |
| 運行記録計不備 | | | 6 | 4 | | |
| 警音器使用制限違反 | | | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 免許証不携帯 | | | 3 | 3 | 3 | 3 |

(注)「大型車」とは、大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車。「普通車」とは、普通自動車。「二輪車」とは、自動二輪車、「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。

屋根から落ちる雪や氷による危険防止

毎年、冬になりますと屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、死亡したりすることがしばしば起こっています。

事故の発生は、1日の気温が次第に高くなってくる11時ころから始まり、14時ころがピークとなっています。

皆さん方も、冬期間の事故を無くすために、特に次のことに注意しましょう。

○屋根の雪、氷、つららは、気温が急に上昇し、特に、 -3°C から $+3^{\circ}\text{C}$ 位になったときは、落ちやすい状態になっていますので、早めに雪、氷、つららをおろすようにし、おろすときは歩行者や遊んでいる子供に注意して下さい。

○屋根からたくさん雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうかを確かめるとともに、歩行者の通行の支障にならないよう直ちに処理して下さい。

○屋根から落ちた雪、氷、つららや敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者や車の通行の支障となりますので、出さないようにして下さい。

電話局だより (No.60)

電話の移転手続きお早めに

3月中旬から4月上旬までは、移転工事がたいへん混み合います。手続きが遅れますとお客様の工事を希望する日にそえない場合があります。

NTT根室横津電報電話局へどうぞ

世帯更生資金貸付制度の利用を

北海道社会福祉協議会では、国と道の補助金により低所得世帯及び身体障害者世帯の経済的自立と、生活意欲の助長促進を図ることを目的に「世帯更生資金貸付事業」を実施しております。

- (1)貸付対象世帯
低所得世帯及び身体障害者世帯
- (2)使用方法
・事業の開始、継続、拡張
・家族の病気
・子供の進学
・老人や障害者の日常生活用具の購入等
- (3)金利 年3%
- (4)据置期間
6ヵ月から最高1年6ヵ月まで
- (5)返済期間
1ヵ月から最高10年まで
- (6)返済方法
元利均等払の月賦返済
- (7)その他
連帯保証人が1名必要
- (8)相談窓口
お近くの民生委員か、町役場内社会福祉協議会へ

殉職船員遺児援護金制度のお知らせ

- 1.申請資格
殉職船員の遺児で、高等学校を通常の期間により卒業するまでの者で、生活に困窮していると認められる者を対象とする。
- 2.援護金の支給額
月額6千円(1人あたり)
また、援護金受給中の遺児が小学校に入学した場合3万円、中学校・高等学校に入学した場合1万円の記念品を贈呈します。
- 3.申請
(1)援護金支給願書
(2)添付書類
ア、戸籍謄本
イ、生活状況報告書(生活困窮度を具体的に)
ウ、在学証明書
エ、海難報告書写し(地方運輸局又は海運支局等の証明印のあるもの)
オ、船員保険年金証書写し
- 4.その他詳しいことは—
東京都千代田区麴町4-5
海事センタービル2階
(財)日本殉職船員顕彰会
電話 (03)234-0662番

所得税の申告と納税は3月16日まで

昭和61年分の所得税の申告と納税はもうお済みでしょうか。振替納税の制度があります。この制度を利用しますと、銀行などの預金口座から振替によって納税することができますから、納税のための手数が少なくて済み、という

確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の10%又は5%(不正な行為があったような場合には35%又は30%)の割合の加算税が課され、更に延滞税も納めなければならないこととなります。

また、所得税の納税の方法に、



特例物価スライドを実施!! 4月から年金額引上げ(見込)

年金額比較表

| 項目 | 年 度 | 61年度 | 62年度 |
|-----------------------|--------|-----------------|-----------------------|
| | スライド率 | 制度改正 | スライド率 0.7% (実績見込み) |
| | 年 金 額 | 年 額 | 年 額 |
| 【厚生年金保険】 | | 円 | 円 |
| 61年改正時モデル | | 2,206,100 | 2,221,500 |
| 老齢年金 (32年5月加入・夫婦) | (基本) | 2,019,300 | 2,033,400 |
| | (加給) | 186,800 | 188,100 |
| 障害年金・遺族年金 (最低保障額) | | 622,800 | 627,200 |
| 遺族年金 (2子・最低保障額) | | 1,214,400 | 1,222,900 |
| | (基本) | 622,800 | 627,200 |
| | (寡婦) | 218,000 | 219,500 |
| | (加給) | 373,600 | 376,200 |
| 【国民年金】 | | | |
| 10年年金 | | 387,100 | 389,800 |
| 5年年金 | | 329,500 | 331,800 |
| 21年年金 | | 552,300 | 556,100 |
| 昭和62年度最長期間 加入者 | | | |
| 障害年金(1級) | | 778,500 | 784,000 |
| "(2級) | | 622,800 | 627,200 |
| 母子年金(子1人) | | 809,600 | 815,300 |
| | (母子) | 622,800 | 627,200 |
| | (母子加算) | 186,800 | 188,100 |
| 老齢基礎年金 | | 622,800 | 627,200 |
| 障害基礎年金(1級) | | 778,500 | 784,000 |
| "(2級) | | 622,800 | 627,200 |
| 遺族基礎年金(子1人) | | 809,600 | 815,300 |
| | (基本) | 622,800 | 627,200 |
| | (加算) | 186,800 | 188,100 |
| 【老齢福祉年金】 | | | |
| 収入 600万円未満 | | 326,400 | 328,800 |
| 収入 600万円以上 876万円未満 | | 288,000 (注1) | 289,200 (注2) |

(注1) 扶養義務者等の収入が6人世帯で600万円以上876万円未満である場合は38,400円(月額3,200円)を支給停止し、288,000円(月額24,000円)を支給する。

(注2) 扶養義務者等の収入が6人世帯で600万円以上876万円未満である場合は39,600円(月額3,300円)を支給停止し、289,200円(月額24,100円)を支給する。

これまでの制度では、サラリーマンの妻が国民年金に加入していないと、万一障害となったり、離婚した場合、年金が支給されませんでした。

また、加入している世帯と、していない世帯とでは、世帯としての給付水準に著しい格差が生じました。

改正後はサラリーマンの妻を含むすべての婦人が国民年金に加入することになり、婦人の年金権が確立されることになりました。

これにより、サラリーマンの

妻が万一障害になったときは、障害基礎年金が支給され、また万一離婚ということになっても、老後には自分の老齢基礎年金が支給されます。

したがって、妻名義の基礎年金が支給されることによって、夫婦世帯と単身世帯との給付水準の分化が、生活実態を反映した形で、適正に行なわれることとなります。



おし

統一地方選挙の 投票日

選挙は民主政治の基盤であり、特に今春行われます統一地方選挙は、地方自治の将来を決める重要な選挙です。

私達一人一人が強い自覚をもって明るい選挙を実現しましょう。

| 選挙の種類 | 告示日 | 投票日 |
|-------|-------|-------|
| 道知事 | 3月23日 | 4月12日 |
| 道議会議員 | 4月3日 | |
| 町議会議員 | 4月21日 | 4月26日 |

・くわしくは、標津町選挙管理委員会へ ☎2-2131・内線100

郵便局だより

入学・就職シーズンの 郵便ご利用を

レタックスは、手書きのお祝いの言葉やイラストを、そっくり、そのままスピーディに送れるので、入試合格や就職などのお祝いのメッセージとしてご利用いただけます。しかも、慶祝用の鮮やかなカラーの封筒でお届けしますので、大変喜ばれることと思います。

電子郵便1通分ガー

1枚のとき 500円
2枚のとき 800円



寄付ありがとうございます ごぞいます

- ▶川畑正一さんは香典返しをやめて社会福祉協議会へ
- ▶下山フサさんは香典返しをやめて社会福祉協議会へ
- ▶聖友標津支所は活動資金として社会福祉協議会へ
- ▶杉岡富夫さんは香典返しをやめて社会福祉協議会へ
- ▶田村正範さんは長男の出生を記念して社会福祉協議会へ
- ▶今井忠一さんは香典返しをやめて社会福祉協議会へ
- ▶奥義幸さんは全快祝をやめて社会福祉協議会へ
- ▶吉田浩一さんは香典返しをやめて社会福祉協議会へ

戸籍の窓口から

お誕生おめでとう

| おなまえ | 住所 | 保護者 |
|----------|------|-------|
| 松岡 有紀ちゃん | 桜ヶ丘町 | 宏 之さん |
| 大高 清香ちゃん | 弥栄町 | 幹 敏さん |
| 辻 陽菜ちゃん | 共栄町 | 明 彦さん |
| 田中真理重ちゃん | 西川北 | 俊 幸さん |

おくやみ申し上げます

| おなまえ | 住所 | 年 令 |
|---------|------|-----|
| 杉岡すまのさん | 旭 町 | 90 |
| 今井ヨシ子さん | 薫 別 | 54 |
| 我妻 茂雄さん | 西北標津 | 60 |
| 吉田 昌人さん | 北吉多難 | 2 |

(1月16日から2月15日までの届出分)

人口のうごき

62年2月1日現在
()内は前月比

| | |
|-----|-------------|
| 世帯数 | 2,234世帯(+5) |
| 人 口 | 7,266人 (+2) |
| 男 | 3,610人 (-1) |
| 女 | 3,656人 (+3) |

木・林・森のはなし①

標津営林署 大井 弘道

“森林浴”ってなんだ!!

各種の文献から森林浴について拾って紹介しましょう。“森林浴。”という言葉は最近現代用語として広く認知され、市民権を得ています。

この言葉の提唱者は元林野庁長官の秋山氏であるとされています。

さて、誰にでも経験のある事と思いますが、新緑、深緑の季節に森や林、木陰に足を踏み入ると、非常にすがすがしい気分になります。大袈裟に言えば命が洗濯されたような気持ちになります。精神のリフレッシュとでも言うのでしょうか。

何故そう言う気分になるのか、一般的には次のような理由だろうと分析されています。先づ空気が清澄であること、穏やかな散乱光が心地好いこと。さらには中庸な色彩感あふれる樹葉の葉の色彩りが視神経を和ませます。小鳥の囀りや虫の声、枝葉の触れあう音、適度な湿気、気象の穏やかさ、静寂感等々が理由として掲げられます。

これらは人体の五感に訴えるメンタルな分野ですが、最近科学的、医学的に解明されつつある分野があります。それは樹木が樹木自身を、外部の微生物、細菌などから守るために、ある種の芳香性殺菌物質を放出していることが判りました。その名をフィトンチッドと言います。森の中へ入ると独得の香りがするのはこの物質の匂です。このフィトンチッドは揮発性炭化水素であるテルペン系物質とされ、その他にアルカロイド、フラボノイドや硫黄化合物が含まれています。

樹脂として知られるテルペン系物質は針葉樹から得られる精油中に約50種以上のテルペン類が含まれ、その効能は、殺菌、鎮咳、癒創、清浄、利尿、解熱、健胃、血管収縮、健脳などの諸作用があることで知られています。森の中に存在するこれらの物質を人間の肺を通して採り入れた時何らかの効用があることは当然でしょう。



“森林浴。”とは森の精気とも言うべきフィトンチッドを吸収することなのです。古来、聖賢達が森の中を散策したのは無意識とはいえ森林浴を取り入れ、感性的のリフレッシュを怠らなかつた故に現代にその名を留めたのかも知れません。

広報しべつ2月号に掲載しました寄付のコーナーで【お詫び】川畑正一さんの社会福祉協議会への寄付の掲載もれがありましたのでお詫び申し上げます。